

衛星放送の受信環境整備について (セーフティネットの事例)



2024.8.5
(一社) 放送サービス高度化推進協会

衛星セーフティーネットとは？

(S Nと略します)

【おさらい】

- 仕組み：衛星放送を使って、地デジ対策が間に合わない「新たな難視」「混信」地域へ「地デジ」を送信。
- 衛星放送のため全国で受信は可能。このため、視聴制御を実施。
- 衛星放送のため、受信設備として「パラボラアンテナ」、「B Sチューナー」が必要。（工事支援、機器の貸与）
- 約1 1万5千世帯が利用。
- 2015年3月31日に終了。
- A-P A Bの前身の「（一社）デジタル放送推進協会（D p a：ディーピーエー）」が総務省から採択を受け事業を実施。

地デジ難視対策衛星放送のイメージ

衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組を再送信（BS17ch を利用）

NHK 東京及び
在京キー局

NHK 総合

NHK 教育

日本テレビ

テレビ朝日

TBSテレビ

テレビ東京

フジテレビ

地上デジタル放送

放送衛星
(BS)

再送信

工事中

受信
アンテナ

視聴者

衛星 S N のイメージ【おさらい】

今回のお話し

S Nの受信環境整備とは？

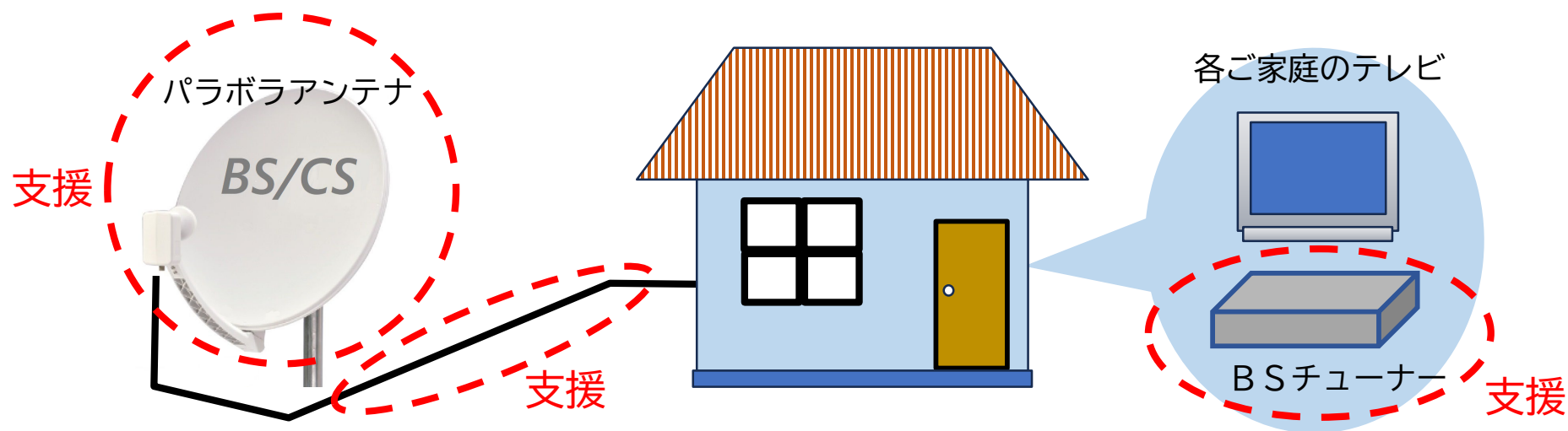
- 「衛星セーフティネット」は、アナログ放送が終了するとテレビの視聴が継続できないため、恒久的な地デジ難視聴対策が完了するまでの暫定的な対応。
- 当時、地デジの難視や混信の発生は、アナログ放送からデジタル放送に切り替わることが原因で、これを改善するための対策は、国費による受信環境整備（共同受信設備の設置、ケーブルテレビへの加入、高性能アンテナ対策等）が実施された。
- S Nの受信環境整備も同様に国費が支出され、S Nを視聴するための対策が実施された。

具体的なS Nの受信環境の整備

- 衛星放送の受信設備（パラボラアンテナやBSチューナー）を所有していない世帯を対象とした。
- 地デジテレビ（当時は、地デジ・BSデジタル・CSデジタルの3波共用の2Kハイビジョンテレビ）を既に所有している方へは、衛星を受信するためのパラボラアンテナ等の受信アンテナ工事（現物支給）を1回限りの支援した。
- 「BSデジタルチューナー」も所有していない方へは、BSデジタルチューナー（3波共用チューナー）を1台だけ貸与。（要返却であり、後に有償譲渡も可とした）
- 3波共用受信機（地デジテレビ）もパラボラアンテナも所有している方へは「CAS」の鍵開け対応。

S N利用の受信環境整備

- B S アンテナ（パラボラアンテナ）の支給、設置工事、配線工事等（受信設備）の工事支援を実施。



- 実際のアンテナ工事は、D p a（S N事業室）から、工事事業者へ委託して現場での工事を実施。

B S デジタルチューナーの貸与

- 当時は、アナログテレビから「デジタルテレビ」（3波共用受信機）への買い換えもかなり進んでいたが、難視地区においては、テレビを買い替えても地デジが視聴出来ないため、B S アンテナの設置と、B S デジタルチューナーの貸与の両方による対策を進めた。
- B S デジタルチューナーは、地デジ・B S デジタル・C S デジタルの3波共用のチューナーで、暫定的に視聴するための機器として「貸与」とし、地デジの対策が完了したのちに「返却」いただくこととした。
- 視聴者からは「地デジ」も視聴可能なことから、「有償譲渡」の希望があり、減価償却を考慮した価格で譲渡も実施した。

B S デジタルチューナー



当時、貸与していた「B S チューナー」【例】（3波共用受信機）

- D p a（S N事業室）から、チューナーメーカーへ発注し、工事業者へ支給していた。
- 約2万6千台を貸与。

受信環境整備の業務体制

総務省（補助事業）



D p a

衛星セーフティ
ネット事業室



業務委託

○受付、鍵開け

地デジ難視対策衛星放送
受付センター

*全国1カ所

○工事受付、現地工事対応

地デジ難視対策衛星放送
受信設備整備支援
センター

*全国10ブロックに設置

SNの対策経費の負担概要

- 衛星セーフティネット事業の受信環境整備については、総務省の「補助事業」として実施。
- 5年間で、送信対策に約150億円（国3分の2、放送事業者3分の1負担）、受信環境整備の対策に約108億円（全額、国負担）の経費がかかっている。
- 受信環境整備については、暫定的な対策となっていたため視聴者の負担は無く、補助率10/10で対応。
- このため、視聴者に対しては、必要な時に、必要な支援を行っていた。

S Nの受信環境整備の当時の課題

- 対象の視聴者への周知、周知しても利用しない方（辞退世帯への確認とそのデータ入力）、申込手続きの複雑さなどへの対応。
- 地形等の影響で、衛星放送も難視となっている地区への対応（一部、ケーブル対策も）。
- 東日本大震災での対策遅延への対応。
- 対象地域外の視聴者から、なぜ利用できないのかとの苦情。
- 周知不足から、E P Gに表示されてチャンネル選局した視聴者から「映らない」と苦情が殺到。この苦情への対応。

衛星代替における受信環境整備の課題

- 現用の衛星の「左旋」を利用する場合、右左旋対応のパラボラアンテナの設置が必要。また、受信機が対応していない場合、チューナーが必要。
- 右左旋対応のパラボラアンテナの工事に伴い、増幅器、分配器などの機器の交換が必要。（電波漏洩対策も）
- 視聴可能なチャンネルを限定する場合であっても、対象とする世帯を限定する場合でもあっても、視聴制御の利用が必須。
- 対象者以外の視聴者への「説明」等、「目的・利用できない理由」等の視聴者対応の体制の整備も必要。

